

公募型プロポーザル方式（以下、プロポーザルという。）による提案募集を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月29日  
雲南市長 石飛 厚志

## 記

### 1 目的

この要領は「雲南市景観計画策定業務」（以下「本業務」という。）について、景観計画に関する高度な知識と豊富な経験を有し、価格の安さだけでなく優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

雲南市景観計画策定業務

#### (2) 業務目的

本市では、令和7年度まちづくりの目標と方向性を示す、第3次総合計画を策定し「自然の恵みがめぐるまち」の推進を図ることとした。きめ細やかな景観づくりを推進することで、シビックプライドの醸成を図り、来訪者の増加や定住人口の拡大を目指すため、景観法に基づく（仮称）雲南市景観計画を策定する。

本業務では、市域全体の将来的な景観の在り方、棚田地域振興活動計画と連携した景観施策等を検討し、市の特性を十分に生かした「景観計画」を策定するため、景観に関する基礎的な調査やアンケート、ワークショップを行い、地域の景観の特性を把握するとともに本市における景観づくりの課題や方向性を整理し、雲南市景観計画及びその運用に必要な雲南市景観条例等の案の作成並びにこれらの案の検討に必要な一連のプロセスを支援することを目的とする。

#### (3) 業務内容

別紙「雲南市景観計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (4) 業務期間

(令和8年度)

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで（予定）

(令和9年度)

契約締結日の翌日から令和10年3月17日（金）まで（予定）

※この業務は、2ヵ年を予定しているが、令和8年度受託者について、令和9年度の契約を確約するものではない。

#### (5) 提案上限額

2ヵ年で13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

※上記の金額は、令和8年度から令和9年度までの2ヵ年の合計であり、令和8年度の上限額は以下のとおりである。

・令和8年度（予定額） 4,802,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度雲南市測量・建設コンサルタント業務有資格者名簿に登録している者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 参加表明書提出から契約締結までの間、雲南市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に対する措置要綱（平成16年告示第146号）による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (8) 過去10年間（平成28年4月1日～令和8年3月31日まで）において、地方公共団体発注の景観計画策定・改定等の業務を元請として受注した実績を有する者であること。
- (9) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。  
なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
  - ①管理技術者
    - ・技術士（総合技術監理部門：建設―都市及び地方計画または建設部門：都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。
    - ・過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）において、景観計画策定・改定等の業務の実績があること。
  - ②照査技術者
    - ・技術士（総合技術監理部門：建設―都市及び地方計画または建設部門：都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。
    - ・照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。
  - ③担当技術者
    - ・資格を問わないが、計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とし、照査技術者を兼ねることができない。

### 4 提出書類及び提出期限

本公募型プロポーザルへの参加を希望するものは、次の書類を提出すること。

#### (1) 提出書類

項番	提出書類	様式	部数
1	プロポーザル参加意向申請書	様式第1号	1部
2	提案者情報書	様式第2号	1部

3	業務実績書 ※測量調査設計業務実績情報サービス（以下「テクリス」という。）の業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書（任意様式）を添付	様式第3号	1部
4	業務実施体制図	様式第4号	1部
5	予定技術者経歴書 （管理技術者、照査技術者、担当技術者） ※資格証明書の写しを添付	様式第5号 ～ 様式第7号	1部
6	技術提案書（添書）	様式第8号	7部
7	提案書	評価テーマ1～5（提案課題）	様式第9号 ～ 様式第13号
8	見積書	任意書式	1部
9	見積内訳書	任意書式	1部
10	質問書	様式第14号	－
11	辞退届	様式第15号	－

※必要書類は雲南市公式ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加意向申請書等の提出

項目	内容
提出期限	令和8年7月10日（金） 午後5時まで
受付時間	閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
提出場所	島根県雲南市木次町里方521番地1 雲南市役所4階 雲南市建設部都市計画課
提出方法	「(1)提出書類」の1項から5項の書類を提出場所まで持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限必着とし、書留等配達記録の記録が残る方法とする。※電子メールでの提出は認めない。
留意事項	本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加意向申請書（様式第1号）の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第15号）を令和8年7月10日（金）午後5時までに持参すること。

(3) 提案書及び見積書の提出

項目	内容
対象者	プロポーザル提案資格を有するものとして認められ、市から「プロポーザル関係書類提出要請書」により要請を受けた者
提出期限	令和8年7月31日（金） 午後5時まで
受付時間	閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
提出場所	島根県雲南市木次町里方521番地1 雲南市役所4階 雲南市建設部都市計画課
提出方法	「(1)提出書類」の6項から9項の書類を提出場所まで持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限必着とし、書留等配達記録の記録が残る方法とする。※電子メールでの提出は認めない。

5 提案書及び見積書について

(1) 提案書の書式等について

- ① 提案書の書式は、文字フォントをMS明朝体、文字サイズを10ポイント以上（図、表、画像を除く）とし、A4版・縦型・横書きの印刷物で、「(2) 評価テーマ（提案課題）」における各項目の記載ページ数の上限を超えない範囲とする。

- ② 本手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ③ 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、理解しやすいものとする。
- ④ 評価の公平性を保つため、提案書には、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

(2) 評価テーマ（提案課題）

項目	内容	
様式	様式第9号～様式第13号	
ページ数	各テーマ1ページ以内とする。	
記載内容	テーマ1 (様式9号)	【業務実施工程について】 ・業務を行うに当たり重要と思われる業務の実施方針、実施フロー、工程計画を記載してください。
	テーマ2 (様式10号)	【本市の現状、課題について】 ・本市の景観に関する現状、課題を認識し、課題に対する取組方針や実施方針について記載してください。
	テーマ3 (様式11号)	【重視する視点、基礎調査資料の作成について】 ・景観計画を策定する上で、重視する視点を示し、どの様な視点で基礎調査の資料を作成するか記載してください。
	テーマ4 (様式12号)	【計画策定に当たっての意見の集約方法等について】 ・景観形成地区や重点地区など、景観形成に関する方針を設定するまでの意向調査などの具体的手法を含んだプロセスについて記載してください。
	テーマ5 (様式13号)	【本市のメリットやアピールポイントについて】 ・提案者が受注することによる本市へのメリットやアピールポイントなどの追加提案を記載してください。

(3) 見積書の記載事項

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	各様式1ページに記載すること。
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書には、会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印すること。</li> <li>・提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内の見積金額を記載のこと。</li> <li>・見積内訳書について、項目、数量、単価、諸経費等がわかるように記載のこと。</li> </ul>

6 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (2) 提出期間終了後は、市の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出書類の提出後、本市の判断により補足資料の提出や確認を求められることがある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合又は開示等の際に複製を作成することがある。
- (7) 提出書類は、雲南市情報公開条例（平成16年条例第15号）に基づき、開示等をする

場合がある。

- (8) 提案者から提出された従業員等の個人情報等は本プロポーザル実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。なお、当該個人情報の取扱いは雲南市個人情報保護条例（平成16年条例第16号）に従う。

## 7 選定に係る日程

項番	手続き	日程
1	公募開始（プロポーザル公告）	令和8年6月29日（月）～7月10日（金）
2	質問受付	令和8年6月29日（月）～7月3日（金）
3	質問回答	令和8年7月7日（火）
4	参加意向申請書の提出期限	令和8年7月10日（金）
5	（1次審査・結果通知） プロポーザル関係書類提出要請通知	令和8年7月15日（水）
6	提案書の提出期限	令和8年7月31日（金）
7	ヒアリング・プレゼンテーション	令和8年8月10日（月）
8	評価結果通知	令和8年8月中旬（予定）
9	随意契約	令和8年8月下旬（予定）

## 8 質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書（様式第15号）に必要事項を記入の上、電子メールによりワードファイルで送信し提出のこと。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

- (1) 質問受付期間 令和8年7月3日（金） 午後5時まで

- (2) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、予定として令和8年7月7日（火）を目安に、雲南市公式ホームページへ掲載し公表する。

※類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。

※事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

- (3) 電子メールアドレス [toshikeikaku@city.unnan.shimane.jp](mailto:toshikeikaku@city.unnan.shimane.jp)

## 9 選定方法

本業務の審査は、本市で設置する「雲南市景観計画策定業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

- (1) 1次審査（書類審査）：プロポーザル提案資格確認ほか

項目	内容
確認手順	・提出された参加意向申請書等を基に、資格要件の確認を行う。 ・参加意向の申請者が多数の場合は、評価基準に基づき、上位3者をヒアリングの対象者として選定する。
結果通知	1次審査終了後は、速やかに参加意向申請者全員に審査結果を通知する。また、提案資格を有する者には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を通知する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

## (2) ヒアリング（プレゼンテーション）

項目	内容
実施日	令和8年8月10日（月）
実施場所	島根県雲南市木次町里方521番地1 雲南市役所
出席者	管理技術者を含む3名以内
説明時間	1者につき質疑応答をあわせて40分以内 （提案内容の説明20分、質疑応答15分、準備・後片付け5分）
内容	ヒアリング（プレゼンテーション）
評価方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、別表に定める評価基準に従い採点を行う。</li><li>・総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。</li><li>・プロポーザル参加者が1者のみの場合で、各選定委員の評価点を合算した値が最低基準点（各選定委員の持ち点を合算した値（満点）の5割）を満たすときは、当該者を契約候補者として選定する。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ヒアリングの順番は、参加意向申請書の提出受付が遅い者からとする。</li><li>・提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布など事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、説明の補足用としてパワーポイント等の利用は可とする。なお、説明の補足資料（データ）は事前に担当部署に提出して確認を受けること。</li><li>・評価の公平性を保つため、上記補足用資料には提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。</li><li>・プレゼンテーションに使用する機器（パソコン、プロジェクタ、スクリーン）及び説明用資料（データ）は、市が準備する。ただし、それらを使用するための準備及び片付けに要する時間は5分以内とする。</li><li>・プレゼンテーションでの発言内容は録音させていただく。</li></ul>

### 10 評価結果の通知

評価結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。なお、契約候補者及び次点順位者については、雲南市公式ホームページにおいて公表するものとする。

### 11 担当部署との協議

契約候補者として特定された者は、契約締結に向けて細目について担当部署と協議を行う。協議に際しては、必要に応じ契約候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。

なお、契約候補者として特定された者が契約締結までに提案資格を満たさないことを認めるとき、又は契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行う。

### 12 評価基準等

(1) 本プロポーザル選定委員会は、別表に定める評価基準に基づき、提案を評価項目ごとに採点するものとする。

(2) 評価対象者の選定について

- ① 本プロポーザルに参加意向申請書を提出した者（以下「参加表明者」という。）が3者を超える場合は、評価基準における「参加表明者等の経験及び能力に関する事項」の採点の合計点により、上位3者を評価対象者として選定する。

- ② 評価対象者の選定において採点の合計点が同点の場合は、配置予定管理技術者の業務実績の評価点の上位順とし、それでも選定できない場合は、配置予定主たる担当技術者の業務実績の評価点の上位順とする。
  - ③ 前号の規定により順位が決定できないときは、提案者情報書に記載する技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画または建設部門：都市及び地方計画）の数で順位を決定する。
- (3) ヒアリング（プレゼンテーション）の評価方法について
- ① 提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、別表に定める評価基準に従い採点を行う。
  - ② 評価基準の「提案に関する事項」と「ヒアリングに関する事項」の評価点は、審査に参加した委員の平均により算出する。なお、平均点は少数点2桁以下を切り捨てた数値とする。
  - ③ 総合評価点（合計点）が最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者として選定する。
  - ④ 各提案の合計点を算出したときに同点の者があった場合は、見積金額がより安価である者を上位者とする。
  - ⑤ 前号の規定により順位が決定できないときは、委員長が順位を決定する。
  - ⑥ 評価は非公開により実施する。

### 13 その他

- (1) 参加者は、本要領等に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。単体での企業法人を前提とするが、業務の一部について再委託することは可能とする。  
ただし、再委託の相手方も提案者同様の資格要件を満たすものとする。  
また、主たる業務（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断）の再委託は認めないほか、本プロポーザルに参加した他の提案者への再委託についても認めない。
- (3) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本市と協議した上で決定するもので、事業者の特定をもって、提案者の提案内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (6) 次のいずれかに該当した者は失格とする。
  - ① 虚偽の記載をした者
  - ② 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
  - ③ 本件プロポーザルを公告した以後、選定委員又は当該業務に関する者に接触を求めた者
  - ④ 見積額が提案上限額を超える者
  - ⑤ 提出書類に虚偽の記載をしたと市が判断した場合には、提案書等を無効とする。

### 14 担当部署

- (1) 住所 〒699-1392 島根県雲南市木次町里方5 2 1 番地1
- (2) 担当課 雲南市建設部都市計画課（都市計画グループ）
- (3) 電話番号 0854-40-1064（直通）
- (4) 電子メール toshikeikaku@city.unnan.shimane.jp

(別表) 評価基準

A) 参加表明者等の経験及び能力に関する事項

評価項目		評価の着目点		評価点
		判断基準		
参加表明者の経験及び能力	専門技術力	業務実績	<p>(様式第3号)</p> <p>過去10年間の景観計画策定・改定等業務の実績を次の順位で評価する。</p> <p>① 5件以上 ② 4件 ③ 3件 ④ 2件 ⑤ 1件</p> <p>※同一地方公共団体との複数年契約は1件としてカウントする。</p>	<p>①5 ②4 ③3 ④2 ⑤1</p>
	配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	<p>(様式第5号)</p> <p>管理技術者の資格を次の順位で評価する。</p> <p>① 技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画または建設部門：都市及び地方計画） ② RCCM（都市計画及び地方計画）</p>	<p>①3 ②1</p>
		専門技術力	業務実績	<p>(様式第5号)</p> <p>過去10年間の景観計画策定・改定等業務の実績を次の順位で評価する。</p> <p>① 5件以上 ② 4件 ③ 3件 ④ 2件 ⑤ 1件</p> <p>※同一地方公共団体との複数年契約は1件としてカウントする。 ※業務実績には、照査技術者として従事した業務は除く。</p>
配置予定照査技術者の経験及び能力	情報収集力	地域精通度	<p>(様式第5号)</p> <p>平成28年度以降公告日までに完了した中国管内での業務実績の有無については次の順位で評価する。なお、業務実績は、景観計画作成に関する業務で、市町村が発注した契約金額100万円を超える業務（元請のみ）を対象とする。</p> <p>① 中国管内における業務実績あり。 ② 上記に該当しない場合は加点しない。</p>	<p>①3 ②加点しない</p>
	資格要件	技術者資格等	<p>(様式第6号)</p> <p>照査技術者の資格を次の順位で評価する。</p> <p>① 技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画または建設部門：都市及び地方計画） ② RCCM（都市計画及び地方計画）</p>	<p>①3 ②1</p>

配置予定主たる担当技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	(様式第7号) 配置予定主たる担当技術者の資格を次の順位で評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画 または建設部門：都市及び地方計画） ② RCCM（都市計画及び地方計画） ③ 上記以外は加点しない。	①3 ②1 ③加点しない
	専門技術力	業務実績	(様式第7号) 過去10年間の景観計画策定・改定等業務の実績を次の順位で評価する。 ① 3件以上 ② 2件のみ ③ 1件のみ ④ 上記に該当しない場合は加点しない。  ※同一地方公共団体との複数年契約は1件としてカウントする。 ※業務実績には、照査技術者として従事した業務は除く。	①3 ②2 ③1 ④加点しない
合計				25

#### B) 価格に関する事項

価格点	$100 \times (1 - \frac{\text{【提案価格】}}{\text{【提案上限額】}})$ ※提案価格（税込）は、見積金額に10%を加算し、1円未満の端数は切り捨てた額とする。 ※価格点は、上記計算式の小数点以下を切り捨てた数値とし、上限を10点とする。	10
-----	---	----

#### C) 提案に関する事項

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価点
テーマ1	業務を行うに当たり重要と思われる業務の実施方針、実施フロー、工程計画、業務体制について	業務実施方針、手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られているか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
		業務の目的を理解した上で、適切なスケジュールが作成され、確実な業務の遂行が見込まれるか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
		業務実施にあたり、人員配置や体制など十分な配慮を行っているか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
テーマ2	本市の景観に関する現状、課題の見解について	本市の現状への習熟度があり、課題認識が適切であるか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
		本市の課題を適切に捉え、課題に対する取組方針や実施方針の妥当性が高いか、以下の3段階で評価する。	①5 ②3 ③1

		①：高い ②：普通 ③：低い	
テーマ 3	景観計画を策定する上で、特に重視する視点を示し、どのような視点で基礎調査の資料を作成するかについて	本市の景観特性の理解、また良好な景観を形成するために重要な視点であるか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
		基礎調査資料をわかりやすく作成する考えをもっているか、以下の3段階で評価する、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
		本市のまちづくりと景観に関連性がある視点であるか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
テーマ 4	景観形成地区や重点地区など、景観形成に関する方針を設定するまでの意向調査、市民対話などの手法を含んだプロセスについて（具体的な手法等）	市民意向調査の実施方法において、回収率を高くする、若い世代の意見を取り入れるための工夫があるか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
		ワークショップの開催回数、内容、意見取りまとめまでのプロセスが参加者の意見を十分に反映できるものであるか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
		ワークショップ等を実施した結果が景観計画区域や景観形成に関する方針へ十分に反映されるものであるか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
テーマ 5	提案者が受注することによる本市へのメリットやアピールポイントなどの追加提案について	本市の地域特性を的確に踏まえ、優れた提案となっているか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
		提案内容に説得力があり、また実現性の観点からその内容が適切か、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
小計			65

#### D) ヒアリングに関する事項

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価点
プレゼンテーション	資料作成能力	提案資料は分かりやすく、説得力があるか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
	説明能力	説明が分かりやすく説得力があり、質疑に対する的確な対応ができるか、以下の3段階で評価する。	①5 ②3 ③1

		①：高い ②：普通 ③：低い ※時間を超過する提案内容の説明は評価点の減点対象とする。	
	提案意欲	業務に取り組む積極性が感じられるか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
	提案の独自性・独創性	本市の現状を適切に捉え、独自性・独創性の高い提案がされているか、以下の3段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
小計			20

【合計】 A+B+C+D	120
--------------	-----